

熊本市健軍文化ホール劇場サポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市健軍文化ホール（以下「ホール」という。）の自主企画事業等が安全かつ適切に進行するよう、受付・顧客誘導等の業務を行う熊本市健軍文化ホール劇場サポーターを設置することにより、ホール運営を安全かつ効率良く来館者に対して行うことを目的とする。

(定義)

第2条 熊本市健軍文化ホール劇場サポーター（以下「サポーター」という。）とは、ホールの設置目的である「市民の文化活動の振興」及び「地域経済の活性化」に理解と熱意をもち、サポーターとしてホール事業の一翼を担おうとする者であり、正規の手続きを経て入会を認められた者をいう。

(業務)

第3条 サポーターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 入場者整理
- (2) チケットもぎり
- (3) 観客の案内・誘導
- (4) その他ホールが必要とする業務

(報酬)

第4条 前条に規定する業務に対する報酬は、無償とする。

(入会等)

第5条 サポーターは20歳以上の者で構成する。

- 2 サポーターとして入会を希望する者は、熊本市健軍文化ホール劇場サポーター入会申込書（様式第1号）をホールに提出することにより入会を行うことができる。
- 3 入会期間は4月1日から翌年3月31日までとし、年度途中の退会をしようとする者は速やかにホールに届け出なければならない。

(入会の抹消)

第6条 ホールは、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、この入会を取り消すことができる。

- (1) 業務態度が著しく不良でホールの信用失墜となるような、サポーターとしてふさわしくない言動があったとき
- (2) 病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められるとき
- (3) その他、ホールが不適格と認めたとき

(会長)

第7条 サポーターに代表者を置く。

- 2 代表者は、サポーターの互選により定める。任期は1年とし、再任は妨げない。

3 代表者は会の業務を総理する。

4 代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名したサポーターがその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、代表者が招集する。ただし、サポーターの最初の会議は、ホールが招集する。

(服務)

第9条 業務中のサポーターは、名札を付けなければならない。

2 サポーターは、業務に従事する際、出席簿（別記様式）に必要事項を記載、押印しなければならない。

(研修)

第10条 サポーターはホールが実施する研修を受けなければならない。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、ホールが処理する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。